

令和5年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修実施要項

1 目 的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と言う。）が、今後の動向を踏まえた視点の展望と役割を認識し、日常業務の内容を振り返るとともに実践内容の確認をすることによって、知識・技術の更なる底上げを図ることを目的とします。

2 実施主体

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 対象者

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者基礎研修の修了後、研修開始日前（令和5年9月19日）までに、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が、通算して2年以上を満たしている方（令和3年8月31日までの修了者）

※ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が180日以上あるものとなります。そのため、**2年以上とは業務従事期間が2年以上かつ業務従事日数が360日以上**の両方を満たす必要があります。

※平成31年3月31日までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講された方は、本研修を受講する必要はありません。ただし、令和5年度末までに更新研修の受講が必要です。

4 研修日程

(1) 研修の修了にあたっては、下記日程において、3日間の研修受講が必要となります。

演習については下記日程のいずれかの回にて、2日間連続で研修を受講する必要があります（各回の日時を組み合わせた受講はできません）。

申込時には希望回を選択いただきますが、必ずしもご希望に添えない場合もありますので、**どの日程でも受講ができる前提でお申し込みください**（受講決定後の日程変更はできません）。

区分	日程			場所
講義	第1回	1日目	令和5年 9月19日（火）	オンライン開催 （ZOOM）
	第2回	1日目	令和5年 9月25日（月）	
演習	第1回	2日目	令和5年 10月 2日（月）	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり 研究所 対面開催
		3日目	10月 3日（火）	
	第2回	2日目	令和5年 10月12日（木）	
		3日目	10月13日（金）	
	第3回	2日目	令和5年 10月16日（月）	
		3日目	10月17日（火）	
	第4回	2日目	令和5年 10月23日（月）	
		3日目	10月24日（火）	
	第5回	2日目	令和5年 10月26日（木）	
		3日目	10月27日（金）	

5 受講料について

6,000円

※研修に係るオンライン設備等の費用については、各自でご負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

6 申込み方法等について

- (1) 必ず、福祉のまちづくり研究所ホームページの「研修留意事項」「実施要綱」を確認した上で、**専用の申込フォームにより**お申込みください。

※紙媒体の郵送やFAX、Eメール等他の方法での申込みは一切受け付けません。

※申込内容に不備や虚偽のある場合は、受講決定後や研修受講中でも決定を取り消す場合があります。

※申込が正しく完了した場合は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールが送信されますので、必ずご確認ください。

※こちらから連絡する場合は、申込責任者に連絡します。

※申込書に記載された個人情報研修事業以外の目的には使用しません。

※他の都道府県からご応募される場合は、事前に下記ホームページ研修部門からお問い合わせメールにてご相談ください。

- (2) 申込締め切り

令和5年6月23日（金）正午まで※締切後の申込登録は一切受け付けません。

[申し込み先]

ホームページからのネット申込のみ

総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修センター
サービス管理責任者・児童発達責任者研修 研修ページから申込

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=19>

7. 受講決定

- (1) 申込者多数の場合は、選考により受講者を決定します。
- (2) 兵庫県内に所在を有する事業所にて、事業所1人目のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現に従事されている方を優先します。
- (3) 受講の可否については、申込の際にご記入いただいた郵送物発送先住所へ発送いたします。※発送日は、決定次第ホームページに掲載します。
- (4) 受講決定後に受講者の変更はできません。
- (5) 選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。

8 修了証書の交付

- (1) カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事印の修了証書を交付します。
- (2) 修了証書は研修終了後に郵送にてお渡しする予定です。
- (3) 補講等の予定はありません。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等については、カリキュラム未修了として、修了証書の交付を行わない場合があります。

（注）①他の受講者に迷惑となる行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）

③研修中の携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等

④研修に関するルールを守れない場合（留意事項等）

- (5) 本研修の受講にあたっては事前課題の提出があります。事前課題は研修の修了に必要な必須カリキュラムに含まれるとともに、演習では重要な位置づけであることから、指定日までに事前課題が提出されなかった場合や記載内容に明らかな不備がある場合は、カリキュラム未修了として研修の受講を取り消すとともに、修了証書は交付できません。

9 重要事項

- (1) 受講申込時に、記入相違等の不備がないよう確認ください。
- (2) 申込後は、登録されたメールアドレス宛に自動返信メールが届きます。申込内容については、そちらをご確認ください。
- (3) 受講申込等に虚偽の内容を記載された場合、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。
- (4) 研修内容・申込についてのお問い合わせは、時間内をお願いします。担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご容赦ください。

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】 ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修センターで検索してください。

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。
<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】 齋藤、井指（いさし）

【研修制度や事業申請等に関すること】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

E-mail : shougaika@pref.hyogo.lg.jp

【担当】 小池(おいけ)、志摩

※上記のメールアドレスへお問い合わせください